



土地、家屋及び償却資産の ～実地調査を行っています～

固定資産税は、毎年1月1日現在の固定資産(土地、家屋及び償却資産)の現況で課税されるため、適正かつ公平な課税を行うためには、利用状況の把握が必要となります。

町では、地方税法の規定に基づいた実地調査を随時行っており、必要に応じて、資料提供や現地立会い等を依頼することもありますので、適切なお対応とご協力をお願いします。

実地調査の概要 (及び調査後の対応例)

<土地・家屋>

税務課職員(固定資産評価補助員)が定期的な巡回により、課税と現況の相違について調査します。調査により相違が認められる場合は、さらに詳細な現地調査を行います。

<“課税と現況の相違”の具体例>

- 例① 課税地目は「山林」となっているが、現況は作業場や資材置き場として利用されている。
⇒ 1月1日現在で利用状況に変わりがなければ、登記地目に関係なく「雑種地」と認定し、翌年度から「雑種地」として課税します。
- 例② 課税台帳に登録されていない「家屋」が建っている。(令和6年中の新築・増築を含む)
⇒ 家屋所有者の了解を得た上で評価額算定のための“家屋調査”を行わせていただき、その家屋の課税を行います。

<償却資産>

関係機関との情報連携や減価償却資産明細書等の書類調査により、不申告や申告内容(取得日・取得価格等)の誤り等についての調査を行います。

必要に応じて資産の現物確認も行います。

<“不申告や申告内容の誤り”の具体例>

- 例① 以前から町内で事業を行っていたが償却資産の申告をしていなかった。
⇒ 正当な理由が無く申告をされなかった場合には、過料を科されることがあります。(地方税法第386条)
虚偽の申告をされた場合には、罰金を科されることがあります。(地方税法第385条)
また、不申告の方には、税務署等で国税等の資料を閲覧し、償却資産の内容の把握をさせていただくことがあります。(地方税法第354条の2)
申告漏れなどの場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで(地方税法の規定により最大5年を限度/偽りその他不正の行為により税額を免れていた場合は最大7年を限度)遡及することになります。
- 例② 町が定期的に行っている国税資料調査で償却資産申告書との相違が見つかった。
⇒ 詳細な書類調査及び現地調査を行い、所有者に修正申告書の提出を依頼します。
修正申告書受領後に現年度及び過年度分の税額更正を行います。